

## 未来の展望

## 日本医工ものづくりコモンズ・医理産業新聞社共同企画

第40回 みらい知財フォーラム 第1回セミナー  
「ビジネスモデルは、特許になるの? ~「モノ」から「コト」の時代へ~」

みらい知財フォーラムは、寺尾氏、矢上氏、堀氏の3人の弁理士の先生を中心に発足しました。知財に係る様々な立場の方が参加するプラットフォームに育て、参加者が相互に交流しビジネスパートナーと出会う場、知財の知識を深め参加者それぞれのビジネスに繋がる場として知財ビジネスを発展することを目指しています。

## みらい知財フォーラムの取り組み

1. 産学官の知財によるコラボレーションのサポート
2. 「グリーン」と「デジタル」を基軸とする社会に向けたイノベーション創出に寄与する情報の提供
3. 知財の創出と活用のサポート
4. 特許事務所のコラボレーションのサポート



柏野 聡彦  
一般社団法人日本  
医工ものづくり  
コモンズ 副理事長

レポーター  
朝日 大樹  
日本医工ものづく  
りコモンズ 評議員

日本医工ものづくりコモンズの柏野です。第40回は、みらい知財フォーラムセミナー「ビジネスモデルは、特許になるの? ~「モノ」から「コト」の時代へ~」のレポートです。レポートをくださったのは、日本医工ものづくりコモンズ 評議員 朝日大樹 氏(臨床工学技士)です。

新型コロナウイルスの出現と共にDX化等の社会変革が叫ばれる中、従来の常識や慣習は変化を迫られ、世界は新たな価値創造が求められているニューノーマル時代へ突入しています。その結果、社会や事業者はニューノーマル下でも新たな価値創造ができるイノベーション力が試されています。世界的な所有権機関によれば、日本のグローバルイノベーション指数は2012年以降低迷し、イノベーション創出は、日本社会の大きな課題になっています。日本の国際競争力向上に繋がるイノベーション創出に寄与すべく、知財と未来のコラボレーションプラットフォームとなる、「みらい知財フォーラム」が立ち上がりました。



寺尾 康典氏  
寺尾特許事務所 所長  
・日本弁理士会 会員  
・日本弁理士会 知的財産支援センター 運営委員  
・日本弁理士会 関東会 幹事  
・日本弁理士会 関東会 中小企業・スタートアップ支援委員会委員  
・埼玉大学非常勤講師



矢上 礼宣氏  
矢上国際特許事務所 代表弁理士  
・日本弁理士会 会員  
・アジア弁理士協会 (APAA) 日本部会 会員  
・千葉県商工会連合会 登録専門家  
・日本弁理士会 関東会 常設知的財産相談員  
・日本弁理士会 関東会 中小企業・スタートアップ支援委員会委員  
・日本弁理士会 関東会 千葉委員会委員



堀 宏光氏  
ひかる国際特許事務所 代表弁理士/博士 (理学)  
・日本弁理士会 会員  
・日本弁理士会 関東会 中小企業・スタートアップ支援委員会副委員長  
・日本弁理士会 関東会 千葉委員会委員  
・日本物理学会 会員

2022年1月25日に第1回目セミナーのキックオフイベントが開催されました。「ビジネスモデルは、特許になるの? ~「モノ」から「コト」の時代へ~」をテーマに寺尾氏からのミニセミナーと、ビジネスモデル特許の事例紹介を寺尾氏、矢上氏、堀氏から発表がありました。セミナー動画は、カンファレンスパーク「みらい知財フォーラム」に登録すると無料でオンデマンド視聴ができます。

## ~ヴァーチャル拠点を開設、みらい知財フォーラム~



みらい知財フォーラム  
登録 QR コード

みらい知財フォーラムは、産業、学術、社会のイノベーション創出と発展を目的として、産学官活動のデジタル化を支え、あらゆる知識、情報、人・組織のコラボレーションを促進するための産学官DXプラットフォーム「カンファレンスパーク」で、ヴァーチャル拠点を開設しています。

参加登録サイト URL (どなたでも無料登録) <https://conference-park.jp/top/37>

## ~ミニセミナー「ビジネスモデルは、特許になるの? ~「モノ」から「コト」の時代へ~ ~

特許制度は、発明(技術的思想)の保護及び利用を図ることにより、産業発達に寄与することが目的ですが、販売目的や生産管理に関するアイデアは発明であっても特許にはなりません。しかし、アイデアが情報通信技術を利用して実現された発明であればビジネスモデルとして特許になり得ます。

工業社会が進み、情報化社会からIoTの進展によりモノと情報を結びつける超スマート社会のソリューションビジネスが始まっています。例えば、自動車の「モノ」から無人交通サービスやライドシェアリングサービスの「コト」に移ってきましたが、ここをサポートするのがビジネスモデル特許になります。ビジネス方法には販売管理・ポイントサービス、物流・生産管理、注文・顧客情報管理など様々ありますが、情報通信技術と組み合わせることで、サービス支援システム、総合生産管理システム、電子商取引システムなどのビジネス関連発明になります。ファクトリーオートメーションや自動運転などの利活用や



「ビジネスモデルは、特許になるの? ~「モノ」から「コト」の時代へ~」のセミナーの様子

プラットフォームの構築も、ビジネス関連発明として保護可能です。一方、ビジネス関連発明がモデル日本で特許されると、特許権による司法手続・ライセンス・防衛という従来の利活用だけでなく、協業促進や信用補完といった新たな利活用、副次効果に基づく利活用が可能となります。日本の特許権により、新規で進歩的であることのお墨付きが得られることから、海外でも同様の利活用が可能となります。ビジネス関連発明の出願数は、2016年約8,000件で特許査定率は約71%になっています。近年、サービス業一般、EC・マーケティング、管理・経営の出願数が増えています。

## ~「コト」の時代のビジネスモデル特許 事例紹介~

## 寺尾氏が解説 株式会社ペッパーフードサービス「いきなり!ステーキ」

お客様を立食形式のテーブルに案内し、お客様の注文に応じて肉をカットして焼く、テーブル番号札、肉を計量する計量機、カットした肉を他のお客様と区別する印を備えるステーキ提供システムとなります。出願時の発明は、お客様を立食形式のテーブルに案内するステップ、お客様からステーキの量を伺うステップ、伺ったステーキの量を肉のブロックからカットするステップ、カットした肉を焼くステップ、焼いた肉をお客様のテーブルまで運ぶステップを含む特徴とするステーキ提供方法ですが、拒絶されました。ステーキを提供する手順という人為的取り決めであって、発明には該当しませんでした。

そこで、各ステップを含むステーキの提供方法を実施する、お客様を案内したテーブル番号が記載された札と、お客様の要望に応じてカットした肉を計量する計量機と、お客様の要望に応じてカットした肉を他のお客様のものと区別する印しと、を備え、計量機が計量した肉の量と札に記載されたテーブル番号を記載したシールに出力することと、計量機が出力した肉の量とテーブル番号が記載されたシールであることを特徴とするステーキの提供システムに訂正し、ビジネスモデル特許として認められました。

## 矢上氏が解説 Amazon Technologies, Inc 「予測小包出荷のための方法およびシステム」

従来のネット通販は、商品発注から納品に至るまでの輸送に時間がかかる課題がありました。Amazonは、各商品の販売履歴に関するビッグデータから特定地域における各商品の注文数を予測します。実際に注文が入る前に、当該特定地域の運送業者拠点に商品を発送します。商品は、Amazonの倉庫から運送業者に引き渡され、運送業者の流通経路を移動します。流通経路における当該商品の移動中にAmazonに対して顧客から予測通りの注文が入り、当該商品の発送先を注文者の名前・住所に変更し納品されます。

特許法第2条第1項には、「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものとして定義されています。さらに、特許法第29条第1項柱書には、「産業上利用することができる発明(産業上利用可能性)をした者は、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができる」と規定されています。つまり、自然法則を利用した技術的思想の創作に該当(発明該当性)し、産業上利用可能性を充足する「発明」と言える技術でなければ、出願人は、特許を受けることができず、出願は拒絶されます。もっとも、このような発明該当性や産業上可能性を充足しているか否かは、審査対象となる特許請求の範囲の記載に基づいて判断されます。Amazonによる特許出願では、当初、特許請求の範囲の記載において、「ソフトウェアによる情報処理が、ハードウェア資源(例えば、CPU等の演算手段、メモリ等の記憶手段等)を用いて具体的に実現されている」とはいえず、自然法則を利用した技術的思想の検索には該当しない(特許法第29条1項柱書違反に係る拒絶理由)ことを指摘されました。そこで、出願人であるAmazonは、特許請求の範囲の記載において、ハードウェア資源の動作主体を特定する補正を行うことにより拒絶理由を解消し、出願は特許されました。

## 堀氏が解説 株式会社PECO「獣医療タスク解析支援装置」

獣医療従事者の医療タスクの各工程の進捗や実行時間等は管理されていないので、獣医療従事者は自身の持ち場で獣医療タスクを場当たり的にこなしています。このため、どの獣医療従事者が各医療タスクについてどれだけの時間を要したのか、正確に把握するのは難しいという課題があります。この特許出願は、各医療タスクとその実行時間を簡単に把握することを目的とした、動物病院での獣医療従事者のタスク分析に関するものになっています。

この特許の権利範囲は、概ね、獣医療従事者ごとの獣医療タスクを分析する解析支援ツールを搭載したコンピュータ端末であって、獣医療タスクの内容に関する情報を記憶する機能、各獣医療従事者に獣医療タスクを割り当てる機能、割り当てられた獣医療タスクの実行時間を導出する機能、導出された実行時間をディスプレイに表示する機能を備えたものになります。

このようなタスク解析は決して最先端技術ではなく、異分野にて同様のタスク管理を必要とする場合には同様のタスク解析の仕組みが想定される可能性があります。しかし、この発明は、本分野の調査で見つかった複数の先行技術文献に記載されている技術の組み合わせによって得られる発明ではなく、その結果として当業者が容易に発明できたものではないとして特許になったものと考えられます。

## ~ビジネスモデル特許を聞く~

朝日: 日本で特許を取得すれば、海外で他社に模倣される心配はないでしょうか?

寺尾: 特許は属地主義を採用しているため、海外で模倣される心配はあります。世の中の流れが速いので進歩性がある場合は、模倣するよりもライセンス契約し、コラボレーションするのではないかと思います。

矢上: 特許戦略としては、どこでビジネスをおこなうか考えなくては行けない。海外での特許出願はお金がかかるので、経営判断が必要になってきます。ビジネスモデルという属性であって特許をとらない意義は、もしかしてあるかもしれません。しかし特許を取得することで、ライセンス収入が得られるのでスタートアップ企業は良いと思います。

朝日: 人医療ではなく、獣医療に絞ったから特許になったのでしょうか?

堀: 特許審査官は、この特許出願の調査自体は分野を限定せずにおこなっています。しかし、分野を絞ることによって同分野の先行技術が少なくなるため、登録になりやすい一面はあると思います。

## ~最後に~

寺尾: みらい知財フォーラムの今後の取り組みは、無料・有料セミナー開催、オンライン展示会、ビジネスパートナーとのマッチング会などを企画運営し、知財ビジネスを発展させていきます。少しでもご興味がおございましたら、お気軽にご連絡頂ければ幸いです。皆様のお役に立てる事を心より願っております。

お問い合わせ先 みらい知財フォーラム 事務局 mirai@teraewo-patent.jp